

70歳以上の方の外来療養にかかる年間の高額療養費について

年間の外来自己負担が144,000円を超えたときには払い戻しが（平成29年8月法改正）

平成29年8月1日から、70歳以上の受診者（被保険者・被扶養者）の外来療養にかかる高額療養費の自己負担上限額に「年間上限144,000円」が新設されました。

年間の高額療養費については、以下の内容により該当する方のうち、計算期間を通じて東芝健保に加入されている場合は自動払いしますので申請は不要です。計算期間中に異動されている場合は申請が必要になりますので東芝健保までご連絡ください。

1. 対象者

70歳以上の被保険者または被扶養者で、基準日（毎年7月31日（死亡の場合は死亡日））の所得区分が「一般」または「低所得」の方

※お手持ちの高齢受給者証の負担割合に「2割」または「1割」の表示がある方です。

2. 支給要件と金額

計算期間（前年8月1日～当年7月31日）のうち、所得区分が「一般」または「低所得」であった月の外来療養にかかる自己負担の年間合計が144,000円を超えた場合、その超えた金額を支給します。ただし、計算期間において月ごとの高額療養費が支給されている場合は、そのうち外来療養にかかる分は差し引いて計算します。

3. 支給時期

東芝健保では原則、毎年2月（制度新設後、初回は平成31年2月25日）

※その後判明した場合は、都度支給。

4. 支給方法

通常の還付金同様、事業主に一括して支給（事業主経由での支給のため支給日が同日でない場合があります）。

任意継続・特例退職に加入の方は、健保から被保険者の口座へ振り込みます。

5. 手続き

（1）当健保は自動払いのため、計算期間を通じて東芝健保に加入されている場合は申請手続きは必要ありません。

（2）計算期間中に保険者（国保、協会けんぽ、健保組合等）を異動されている場合は申請が必要です。

必要な書類をご案内しますので、東芝健保給付担当までご連絡ください。

問い合わせ先：給付担当（外線）044-520-7825

（社内線）7339-7825